

アスベスト問題の早期解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっています。

欧米諸国において製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それは、アスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

とくに、建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。国は石綿による健康被害の救済に関する法律を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、全国6つの地方裁判所に国とアスベスト建材製造企業に補償とアスベスト対策の抜本改正を求めて裁判を起こしています。このうち、去る5月25日横浜地方裁判所において、原告の訴えを棄却する判決が言い渡されましたが、判決の中で「国は石綿被害に関する法律の充実、補償制度の可否を含め、再度検証を行う必要がある」との見解も示されています。また東京地裁では、12月5日に判決が出されます。

司法の場での結論を問わず、被害者の苦しみは変わりません。多くの被害者の高齢化・高齢化、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者救済の速やかな対処が求められます。よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決を国に要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月24日

東金市議会議長 布施 栄 亮

衆議院議長

参議院議長

あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣